

所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

平成28年分の所得税および復興特別所得税、平成29年度の市・県民税の申告時期になりました。申告が必要な人は、日時や必要書類を確認し期限までに申告してください。申告会場は大変混雑しますので、郵送による提出がおすすめです。

■確定申告について

高崎税務署では、ビエント高崎を会場に平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受付を行います。

会場▼ビエント高崎（高崎市間屋町）

受付時間▼午前9時～午後4時

開設期間（ビエント高崎）▼2月16日（木）～3月15日（水）

※土・日曜日（左記日曜相談日以外）を除く。

※この期間は高崎税務署には申告会場がありませんので、ご注意ください。

日曜相談日▼2月19・26日（日）

■確定申告書への復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

■市・県民税の申告について

市・県民税の申告が必要な人は次の日程で申告の相談・申告書の受付を行

いますので、早めの申告をお願いします。

会場▼市役所 困・窓

受付時間▼午前9時～午後4時

期間▼2月14日（火）～3月15日（水）

※土・日曜日を除く。

※市役所困・窓では簡易な確定申告に限り、相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎での申告をお願いします。

○青色申告の人

○住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人

○土地・建物の売却による収入があった人

○株式の売却による収入があった人

○雑損控除の適用を受ける人

○繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人

○先物取引による収入があった人

○外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人

○肉用牛の売却による所得があった人

○山林所得があった人

○修正申告・更正の請求をする人

○贈与税・消費税の申告をする人



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付**が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
- パスポート ●身体障害者手帳
- 在留カード などのうちいずれか1つ

※被扶養者や事業専従者がいる人は被扶養者や事業専従者のマイナンバーがわかるものも持参してください。



国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅のパソコンなどから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、夜間や休日でも申告書を作成できます。

作成した申告書は添付書類を添えて郵送で提出してください。

送付先▶〒370-0045
高崎市東町134-12 高崎税務署 宛

問合せ▶高崎税務署（☎内線1139）
困税課市民税係（☎内線1064）、窓住民福祉課税務保険係（☎内線2163）